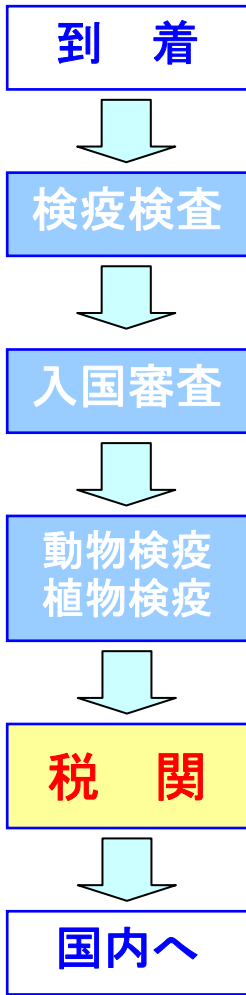


# 日本へ入国する際の税関手続きのご案内

「携帯品・別送品申告書」A面を記入の上、税関に提出してください。なお、免税範囲を超える方は、B面も記入してください。

**(注) A面で全て「いいえ」の方は、B面の記入は不要です。**

日本への入国手続き



税関で確認が必要な事項ですので、A面は必ず記入してください



(A面) 日本国税関 税関様式C2009

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

結業機(船機)名 Z Z 0 0 1 出 発 地 ニューヨーク

入 国 日 2 0 0 9 年 9 月 1 日

フリガナ ゼイカン タロウ

氏 名 税関 太郎

現 任 所 (日本での滞在先) 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1

電 話 0 1 2 0 ( 4 6 1 ) 9 6 1

職 業 会社員

生年月日 1 9 7 0 年 1 2 月 3 0 日

護照番号 A B 0 1 2 3 4 5 6

同伴家族 20歳以上 名 5歳以上20歳未満 名 5歳未満 名

※ 以下の質問について、該当する口に「/」でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか? はい いいえ

① 日本への持込みが禁止又は制限されているもの(B面を参照)  はい  いいえ

② 免税範囲(B面を参照)を超える購入品・お土産品・贈答品など  はい  いいえ

③ 商業貨物・商品サンプル  はい  いいえ

④ 他人から預かったもの  はい  いいえ

\* 上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

2. 100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか? はい いいえ

\* 「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか?  はい ( 個 )  いいえ

\* 「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記載したこの申告書と並べ、税関に提出して、税関の確認を受けてください。(入国後6か月以内に輸入するものに限る。)

税関の確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

【注意事項】海外で購入したものの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、色りの申告などの不正な行為があると、処罰される場合がありますのでご注意ください。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署 名 税関 太郎

## 免税範囲 (成年者1人あたり)

品 名	数量又は価格	
酒 類	3本 (760ml/本)	
たばこ (日本居住者)	紙巻たばこ 200本 又は 葉巻たばこ 50本 又は その他のたばこ 250g	
	※外国居住者の方は、税関職員へお問い合わせください。	
	香 水	2オンス (1オンスは約28ml)
その他の物品	20万円 (海外市価の合計額)	

[注意] 商品・商品サンプル等は上記免税範囲が適用されず、課税対象となりますので、申告書B面にも必要事項を記入してください。

## 日本への持ち込みが禁止されている主なもの

- 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、MDMA など
- けん銃等の銃砲、これらの銃砲弾やけん銃部品
- 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットカードなどの偽造品など
- わいせつ雑誌・わいせつDVD、児童ポルノなど
- 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品
- 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など

## 日本への持ち込みが制限されている主なもの

- 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
- 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品 (ソーシジ・ジャッキー類を含む。)、野菜、果物、米など
- 医薬品、化粧品など (数量に限度があります。)
- ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品 (ワニ・ヘビ・リカガメ・象牙・じゃ香・ホテン等)